

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要があり、令和 2 年 12 月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

- ア 名称：北九州市立ユースステーション
- イ 所在地：北九州市八幡西区黒崎 3 丁目 15 番 3 号 コムシティ地下 1 階
- ウ 建設年：平成 25 年 4 月
- エ 延床面積：1,195.48 m²
- オ 主な施設：フリースペース、学習スペース、音楽スタジオ、多目的ホール等
- カ 業務内容：施設の管理運営業務、提案業務、その他業務

(2) 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

(3) 指定管理者候補の概要

- ア 名称：ユースの未来共同事業体
- イ 所在地：北九州市八幡東区東田 2 丁目 5 番 7 号 東田エコクラブ内
- ウ 構成団体：特定非営利活動法人 里山を考える会
一般社団法人 進路指導・キャリア教育支援機構
- エ 構成団体の主な業務内容：
 - 【特定非営利活動法人 里山を考える会】
持続可能な社会づくりのための、環境教育事業、コミュニティデザイン事業、グローバルコミュニケーション事業、マネジメント事業の実施
 - 【一般社団法人 進路指導・キャリア教育支援機構】
中等教育のあるべき姿を探究、実践を行うために、探究プログラムの開発をはじめ、進路ガイダンス事業、寺子屋事業、高大連携プログラムの実施

2 指定の経緯

令和 2 年 8 月 19 日 ～ 9 月 2 日	募集要項の配布
令和 2 年 9 月 3 日	募集説明会の開催
令和 2 年 9 月 3 日 ～ 9 月 18 日	申請書及び事業計画書の受付
令和 2 年 10 月 8 日	指定管理者検討会（ヒアリング）
令和 2 年 10 月	指定管理者候補を決定

5 選定基準

選定基準	選定のポイント
1 指定管理者としての適性	
(1) ユーステーションの管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解したうえで、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	○長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ○複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) ユーステーションの設置目的の達成に向けた取組み	○施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○主催事業の取組み姿勢や考え方、提案が適切であるか。 ○市の青少年教育行政の方針や施設の持つ特性を十分理解し、民間の利点を生かした提案であるか。 ○新たなプログラム開発のための研究や情報収集等の方策が十分考えられているか。 ○施設利用者増加や利便性を高めるための実施可能な提案であるか。 ○施設の設置目的に応じた運営・広報活動に関する効果的な提案であるか。
(2) 利用者の満足度向上	○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ○利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ○サービスの質を維持、向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 管理運営（指定管理業務）に係る経費	○管理運営（指定管理業務）に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ○収入が最大限確保される取組みがなされている提案であるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ○経費の配分は適切であるか。 ○積算根拠は明確であるか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制	○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたっての人員配置、ローテーション、バックアップ体制の考え方が適切であるか。 ○施設を運営するための知識や経験を有する職員の具体的な採用計画があり、又は確保の見込みがあるか。 ○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ○他の青少年施設、地域や学校、関係団体との連携について十分に考えられているか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制	○施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。 ○利用者が平等、公平に利用できるよう配慮されているか。 ○日常の事故防止等の安全対策や事故発生時の対応等が十分に考えられているか。 ○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制等が十分に考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			検討員						
			A	B	C	D	E		
ユースの未来共同事業体	1 指定管理者としての適性								
	(1) 管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	5	4	4	4	3	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	4	3	4	3	3	3	3
	(3) 実績や経験	5	5	3	4	3	5	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 設置目的の達成に向けた取組み	30	5	4	4	4	5	4	24
	(2) 利用者の満足度向上	10	3	3	5	4	3	4	8
	【効率性】								
	(3) 管理運営（指定管理業務）に係る経費	15	3	3	3	3	3	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	3	4	3	4	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制	10	4	3	4	3	3	3	6
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制	10	3	3	4	3	3	3	6
合計	100	—	—	—	—	—	—	70	
地元団体に対する優遇措置 5点（市内）								75	

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			検討員						
			A	B	C	D	E		
玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	1 指定管理者としての適性								
	(1) 管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	5	3	4	4	3	3	3	3
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	4	4	4	3	3	4	4
	(3) 実績や経験	5	4	5	4	4	3	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 設置目的の達成に向けた取組み	30	3	4	3	3	4	3	18
	(2) 利用者の満足度向上	10	3	3	5	3	4	4	8
	【効率性】								
	(3) 管理運営（指定管理業務）に係る経費	15	3	3	4	3	3	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	3	4	3	3	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制	10	4	4	4	3	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制	10	3	4	4	3	3	3	6
	合 計	100	—	—	—	—	—	—	66
地元団体に対する優遇措置 3点（準市内）								69	

(2) 検討会における主な意見

【ユースの未来共同事業体】

- ・ 利用者の成長を促すことに着目した理念やプログラムに魅力が感じられ、プログラム開発への積極的な試みの姿勢も伝わった。
- ・ ユースステーションの運営実績はないが、他の施設や学校での取組実績などから、十分な適性が見込める。
- ・ SDGs やキャリア支援といった実績に基づいたプログラムの提案内容が、ユースステーションのメインターゲットとしている中・高校生とマッチしており、非常に魅力的で評価できる。

【玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体】

- ・ これまでの実績から、ノウハウや人材、管理体制など、安定した運営基盤を有していることが評価できる。
- ・ 居場所というキーワードで幅広い年齢層の受け入れを目指す工夫が見られた。
- ・ 若者がユースステーションに行きたいと思うように、情報収集や発信の方法に、具体的なビジョン・工夫があれば良かった。

(3) 検討会における検討結果

以上の評価点及び検討結果を総合的に勘案し、検討会としてはユースの未来共同事業体が指定管理者として相応しいと判断する。市は、検討会における議論を参考に、最終決定を行われたい。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、ユースの未来共同事業体を指定管理者候補に選定した。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ ユースステーションの設置目的及び若者支援の施策についてよく理解しており、また、同施設の管理に関する強い意欲が感じられる。
- ・ 新たなプログラム開発のための研究や情報収集などが積極的かつ的確であり、利用者のニーズに対応しようとする姿勢が明確である。
- ・ しっかりとした理念、基本方針があり、ユースステーションの進化、利用者の成長を促すといった提案内容も非常にわかりやすい。
- ・ SDGsやキャリア支援といった事業について、専門知識を有しており、他の施設や学校などでの実績も十分にあり信頼がおける。

8 提案額

令和3年度	45,774千円
令和4年度	45,774千円
令和5年度	45,774千円
令和6年度	45,774千円
令和7年度	45,774千円